

第4回 三重県子ども・子育て会議

日時：平成26年9月11日(木) 9:00~12:15

場所：三重県合同ビル G301会議室

出席委員：岡本陽子委員、田口鉄久委員、駒田幹彦委員、上島和久委員、
宇佐美直樹委員、青山弘忠委員、藤内隆志委員、曾我基子委員、
小田悦子委員、沼口義昭委員、鍵山雅夫委員、金森美智子委員、
中村和仁委員、田部眞樹子委員、高山功平委員、乙部八潮委員

- 1 開会
- 2 報告事項
 - (1) 第3回子ども・子育て会議について
 - (2) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(案)にかかるパブリックコメントについて
- 3 審議事項
 - (1) 項目1「区域の設定に関する事項」について
 - (2) 項目2「各年度における教育・保育の量の見込み」について
 - (3) 項目3「子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項」について
 - (4) 項目6「教育・保育情報の公表に関する事項」について
 - (5) 項目7「子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項」について
- 4 その他
市町の取組支援について

1 開会

- ・会議の成立の確認
出席者16名、欠席者3名、三重県子ども・子育て会議条例第6条第2項の規定により成立。
- ・会議の公開、非公開について
公開

2 報告事項

(1) 第3回子ども・子育て会議について(資料1)

(2) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(案)にかかるパブリックコメントについて(資料2)

○質疑応答等

(委員)

・資料2、県独自基準の部分に「十分な情報開示」の記載があり、これは認定こども園に適用されるものと理解している。資料6、項目6の「教育・保育情報の公表に関する事項」にも情報公表の項目があり、これは新制度における施設全般が対象となると思うが、違いはあるのか。

(事務局)

・資料2に記載の情報開示については、幼保連携型認定こども園の認可に際して県が求める要件であり、認可基準の項目の一つとして位置づけている。

・資料6は、認可に際してではなく、通常の運営において施設に求められる情報公表の項目等を定めるものである。

(委員)

・認可を受ける段階で求められる情報開示は、通常の運営において行うべき情報開示よりもさらに踏み込んだものになると考えてよいか。

(事務局)

・情報開示の趣旨は、多様なニーズを持つ利用者が、自らのニーズに適した施設を選択できるように行うものであり、施設には十分な情報開示を努力義務規定として求めるものである。

・項目6については、利用者が施設を利用する際などにその選択の判断基準としていただけるよう、法人に関する情報、施設の情報、従事者の情報、教育・保育内容等を公表するものである。

(委員)

・実際の認可、運営に際しては、今後、こういった項目の情報開示が必要か示していただけるということか。

(事務局)

・そのようにさせていただく。

(委員)

・認定こども園について、国、県、市町の担当はどこになるのか。

(事務局)

・現在の国の所管は、文部科学省と厚生労働省が共同で設置している幼保連携推進室であり、新制度に向けては内閣府の子ども・子育て支援新制度施行準備室が所管している。
・県は健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課であり、市町では、19市町において新制度全般の担当課ということで統一した窓口が設置されている。

(委員)

・幼稚園、保育園、認定こども園の所管が分かれています利用者である保護者も混乱すると思う。国も含めて早急に窓口を一本化していただき、利用者が行政サービスを受けるにあたって不利益がないようにしていただきたい。

(事務局)

・県においても新制度全般としては子ども・家庭局で所管しているが、公立幼稚園については教育委員会が所管している。今後、緊密に連携を取りながら準備を進めていきたいと考えている。
・市町では、10市町が新制度全般の問い合わせ等に対応できる体制になっていないため、統一した窓口の設置に向けて働きかけをしていきたい。

(委員)

・保護者の方が混乱しないようお願いしたい。

3 審議事項

(1) 項目1「区域の設定に関する事項」について(資料3)

○質疑応答等

(委員)

・区域設定に関して異論はない。

(委員)

・資料3、区域設定(事務局案)の1号認定の考え方の箇所には、として6区域となっているが、8区域ではないのか。

(事務局)

・当該箇所の記載は、私学審議会の地区割りであり、次ページにあるとおり8区域である。

(委員)

・区域設定については理解させていただいた。

・保育所では、広域利用に際して関係市町間で協議を行ったうえで、利用児童の居住する市町が入所決定を行い、施設に運営費が支給される。新制度でも同様に施設型給付が

支給されることになる。

・幼稚園では、広域利用といっても、入所決定は施設が行う。これまではどこに居住する児童であっても、県から私学助成が受けられたため特に問題にならなかったが、新制度では、利用児童の居住する市町が施設型給付を負担することになり、市町にとっては新たな負担となる。そうであれば市町としては、管内に空きのある幼稚園があれば、そちらを利用してくださいと誘導することになりかねない。こうしたことについて県の見解を伺いたい。

(委員)

・行政が、利用者に対して、自市にある幼稚園に通園してくださいと指導するということになれば問題が生じてくる。

(事務局)

・利用者のニーズを優先すべきであり、行政が、施設型給付を負担したくないなどの理由で、他市町の施設の利用を妨げることがあれば問題であると思われる。

(委員)

・例えば、桑名市に在住の方が愛知県の施設を利用したいというように県域を越えた広域利用のニーズがあった場合、行政はどのように対応していくのか。

(事務局)

・基本的には市町間の調整になると思われるが、実務的なことについて確認させていただきたい。

(2) 項目2「各年度における教育・保育の量の見込み」について(資料4)

○質疑応答等

(委員)

・ニーズ調査の結果をみると今後、ニーズが減少していくことが見てとれる。
・ニーズ調査の項目からは、国の認定こども園を増やしていこうという意図が感じられる。
・新制度に移行する私立幼稚園はそれほど無く、市町によっては、どのように公立幼稚園を統廃合していくか、保育所と統合していくかが議論されている。
・量の見込みの議論がしきりにされているが、三重県においては、そろそろ質の見込み、質の確保を考えていかなければならないのではないかと。

(事務局)

・確保方策については、市町に対して8月末頃をめどにある程度の情報を提供してもらえようをお願いしていた。スケジュールが遅れるなか、各市町の子ども・子育て会議に

において議論していただいているところであり、次回の会議では量の見込みと併せてお示しできればと考えている。

・三重県における量の見込みは平成 27 年度が最大値であるが、国全体の集計としては平成 29 年度が最大値になるとされている。全国とそれぞれの都道府県、さらに市町の単位になると状況は異なる。

・質の確保は重要である。質の確保は消費税財源により行うとされているが、所要経費として示された額は 1 兆円超であり、昨年示された 7 千億円では 3 千億円程度が不足することになる。

・消費税財源により実施する事業は、国の概算要求において事項要求とされており、平成 27 年度の姿が見えていない状況である。国の予算要求の状況が明らかになってくるのは年末頃になると思われるので、そうした状況をふまえつつ、県として質の確保等の充実を極力図っていききたいと考えている。

(委員)

・子ども・子育て会議が少子化対策の一環として位置付けられていると考えるならば、三重県において子どもを育てやすい、産みやすいといったものをアピールしていかねればいけない。横並びでは、他と同じように衰退していくのではないかと思う。

(委員)

・ニーズ調査の結果は各市町において精査されたものだと思うが、量の見込みが現実の数値と異なることがあると思う。子ども・子育て会議による議論の結果は、今後の 5 年間の量の見込みと確保方を縛ってしまうことになる。見込みと現実に大きな離が見られる場合など、万が一のことを想定して柔軟な対応ができるものを整えておいたほうがよいのではないか。

(事務局)

・今年度の子ども・子育て会議は計画の策定についてご議論いただいているが、次年度以降、計画の検証等についてご議論いただくことになる。見込みと実際との違い等をふまえてどのように対応していくかについてご議論いただきたい。市町の子ども・子育て会議においても同様である。

(田口委員)

・教育・保育の量の見込みの集計について伺いたい。保育ニーズであるが、3号認定にあたる子どもの数が平成 27 年度において 16,000 人超となっているが、実際は 16,000 人には届いていないのではないか。場合によっては 10,000 人程度ではないかと推測する。つまり 0~2 歳の需要が平成 27 年度以降極めて高くなっているという実態があるのではないかと推察する。その点がこの量の見込みには表れていないのではないか。もし表れているということであれば、対応のしかたを検討していく必要がある。この点につ

いてどのように考えているか見解を確認したい。

・もう一点、地域子ども・子育て支援事業について、平成 27 年度以降の数値、量の見込みは確認できるが、現状が分からない。現在の需要がどうなっているのか、需要は満たされているのか確認したいので、説明及び資料をお願いしたい。

(事務局)

・保育のニーズ、地域子ども・子育て支援事業について、詳細な資料を持ち合わせていないため、分析をしてお答えさせていただきたい。

(委員)

・低年齢児において供給の不足ということがはっきりした場合、どのように低年齢児に係る保育士を確保、研修等していくのかといった問題がある。

・地域子ども・子育て支援事業についても、放課後児童対策はこの数値だけでは見えないうところがあると思う。そうした点についても今後の対策を方向づけていくという意味で資料が必要だと思う。

(事務局)

・待機児童については、市町から報告された調査結果を見ると、低年齢児保育のニーズが増えていることが分かる。これに対応して市町では施設整備等を進めていただいている。待機児童対策等については、次回の会議において資料をお示しできればと思う。

(委員)

・待機児童の問題は、親の預けたいというニーズがあるからといって、一方的に解決していくことではないと思う。

・0～2 歳の低年齢児は愛着形成が最も重要であり、その時期に「保育園に親の代わりはできない」ということである。しかし、仕事を持つ場合は、どのように仕事と子育てを両立させていくかということが課題になる。

・行政は、量の確保の話になると、親の預けたいというニーズを最優先してしまいがちだが、本当に子どもの育ちに責任を持つということであれば、そうした兼ね合いをどうしていけばいいのか、そこを大事にしてもらいたいと思う。

(委員)

・従来であれば公立幼稚園の園児募集は 9 月から行うが、子ども・子育て支援新制度が来年から実施されるということ、保育料が決まらないということもあり、ほとんどの市町で園児募集が行われていない状況である。来年度に入園を希望する保護者からは、毎日のように問い合わせがある。

・公立幼稚園は新制度に移行していく予定であるが、そのまま幼稚園として存続するのか、認定こども園に移行するのかは各市町が決定することであり、現場で従事する立場としては、不透明な部分がたくさんあり不安である。

・子どもたちが豊かに過ごせるよう、どの子ども質の高い教育や保育が受けられる制度になってほしいと思う。

・国は認定こども園を増やしていきたいようだが、これまでの幼稚園、保育所にはそれぞれに素晴らしい歴史、特色、担ってきた役割がある。保護者が、自分のニーズにあった施設が選択できるような施策をお願いしたいと思う。

(委員)

・待機児童数について学童も含めて県で把握できているのか。待機児童が出た場合には施設整備を行うということだが、市町において実際にどのように対応しているのか教えていただきたい。

・自分住む地域の子ども・子育て会議を傍聴しにいったときのことだが、通常であれば園児募集が行われているが、今年度はまだ行われておらず、利用者から不安の声が上がっているということであった。

・市町でも対応は考えていると思うが、県でも何か力になっていただける部分はないのか聞かせていただきたい。

(事務局)

・保育所の待機児童数は県で把握しているが、学童保育の待機児童数は情報として持ち合わせていない。

・平成 27 年度以降、学童保育をどのように運営していくかについて、市町においては運営者の皆様との議論も含めて検討がなされており、待機児童が発生しているということであれば、施設整備がなされると思う。

・園児募集が開始されるべきであるのに、新制度に不明確な部分が多くて進んでいないということについては、津市の広報(8月1日号)でも、幼稚園、保育所の園児募集の記事は掲載されていても、利用者負担については「国において決定されていません。」となっていた。

・こうした現状において、県でどのような協力ができるかについては、皆様からのご意見を伺いながら進めていきたいと考えている。

・市町における手続き等がうまくいくように国にも意見等を出していきたいと考えている。

・6月に国から公定価格の仮単価として示されたものがあるが、確定値ではなく、そこが利用者負担額を示すことのできない要因となっている。公定価格は、国の平成 27 年度当初予算の編成過程で議論されることとされており、年末にならないと決定しない。そうした中で住民向けの広報をどのようにしていくかということである。

(委員)

・保育料をはっきりさせないと利用者が施設を選ぶことが難しい。

(委員)

- ・資料 4-2 の最後のページにある平成 27 年度の乳児家庭全戸訪問事業 13,836 件、妊婦に対する健康診査が 22,393 人となっているが、この差が理解できない。
- ・乳児家庭全戸訪問事業は虐待予防等の観点からとても重要だと思う。しかし市町では、乳幼児全戸訪問事業の量の見込みに対応できる保健師が確保できているのか。おそらく足りないのではないか。

(事務局)

- ・乳児家庭全戸訪問事業と妊婦健康診査の数値の乖離については精査のうえ、次回の会議で報告させていただきたい。
- ・母子保健の取組は子育て支援の出発点として重要であり、市町における保健師、助産師の果たす役割は大きい。県としてもさまざまな形で支援していきたいと思う。

(委員)

- ・乳児家庭全戸訪問事業について、すべての市町のことを把握できているわけではないが、津市では第 1 子は保健師が訪問するが、第 2 子以降は母子推進委員が訪問している。四日市市では訪問対象が約 3,000 人ほどであるが、NPO がその役割を担っている。
- ・市町が工夫しながら事業を実施していかなければならない。特に生後 4 か月までに家庭に訪問することが重要である。全戸訪問事業ができるだけ養育支援の訪問事業につながっていき、地域の中で見守りの体制ができていったらいいと思う。

(事務局)

- ・三重県で 1 年間に出生する子どもの数が約 14,000 人ほどであり、それがこの乳児家庭全戸訪問事業の数値となる。妊婦に対する健康診査の数値については、妊婦の数×健診回数となってしまっているのかもしれない。あくまでも推測であるため、次回の会議において回答させていただきたい。

(委員)

- ・地域子ども・子育て支援事業にはさまざまな事業がある。資料では、量の見込みの設定にあたって、希望者はかなり存在するのに利用実態が少ないといったこともあるとの分析がされている。そうした要因、事業の有効活用に向けた方策を検討されているのであれば、今後の会議で説明をお願いしたい。

(委員)

- ・量の見込みが平成 27 年度を最大値として減少しているが、これは今後、子どもの数が減少していくことを表していると思う。
- ・駒田委員からのご指摘があったが、今後、三重県では量よりも質の向上を考えていく必要があるのではないか。
- ・その中で小規模保育、事業所内保育にも公費を入れて保育の受け皿を拡大していこう

というのは、都市部のような待機児童がたくさんいるところでは必要な施策であると思う。

・しかし、0～2歳までしか預かれないため、3歳以降にその子どもたちはどこに行くのかという問題がある。園庭がなくても部屋の面積が基準を満たしていれば問題ないというのは質的な面からどうなのかと思う。

・県としては小規模保育や事業所内保育に対してどのような考えを持っているのか。

(事務局)

・地域型保育事業は市町が認可を行う。認可に際しては、市町の区域内における量の見込みと確保方策のバランスを見て判断することになる。需要が供給を上回っていれば、原則、認可することになる。

(委員)

・市町では、県に伺いをたてて了承を受けたものでないと判断しづらいということもあるため、県からの助言等をよろしく願いたい。

(3) 項目3「子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項」について(資料5-1、5-2)

○質疑応答等

(委員)

・質の高い教育というのは言葉としてはとても綺麗だが、具体的にはどういったことさすのかイメージしづらい。

・ややもすれば現行の小学校の詰め込み教育が、そのまま幼稚園などに降りてくるだけではないのかと懸念してしまう。現在の小学校ではクラスが崩壊してしまっていてなかなか集団が作れない。それが詰め込み教育の中で解消されていくのか。

・教育の低年齢化という部分で何をしなければならぬのか。そうしたところが具体的に示されていない。一体ここでどうしようとしているのかが見えてこない。

(事務局)

・今いただいたご指摘は、「質の高い学校教育・保育」に関するものだと思う。

・このことについては、国の子ども・子育て支援法に基づく基本指針で「乳幼児期の発達は連続性を有するものであるから、一人ひとりの個人差が大きいことに留意しつつ…」とあり、幼児教育の部分は特に文部科学省からもいろいろと示されているものがある。

・それは、小・中・高の詰め込み教育とは別のものになっているとの認識であり、委員が懸念する部分については国もしっかり押さえていると思われる。

・ただ、そうした懸念を抱かれる要因として、それぞれの連携不足といった部分がある

と思われるので、幼稚園、保育園、認定こども園から小学校への連携を子どもの育ちの観点からどう確保していくかを押さえていく必要がある。そうしたところについて、この会議でご意見がいただければと思う。

(委員)

・保育園、幼稚園では現場のニーズに応えようとしてしまうところがある。親のニーズだけで子どもが不在のまま現場がつけられていくことは避けなければならない。子ども主体の現場となるようお願いしたい。

(委員)

・就学前の教育・保育と小学校の連携について、具体的な連携という部分で、現場の動きがなかなか見えてこない。

・子どもの数が減ってきたとはいえ、個性豊かな子どもに対し、現場が追い付いていないのが現実である。

・就学前の教育・保育にはいろいろな形があると思うが、内容をしっかりとしたものにしていかなければならない。学習規律、生活習慣など、就学前のそれぞれの現場で指導がなされているが、家庭との連携、家庭のなかでどのような指導がなされていくのかということも考えていかなければならない。そうした部分でも途切れのない支援をしていくことが重要である。

・行政においては、福祉部局と教育委員会の連携といっても、なかなか細部の連携や調整は難しい。

・現場においても幼稚園教諭と保育士の合同研修は良いことだと思うが、時間等を考えると難しいものがある。

・正規職員と臨時職員といった側面では、三重県では臨時職員が多いため、質がしっかり担保できているのかということをも県も市町も考えていかなければならない。

・形だけ整えただけでは中身は整っていない。質の確保をしっかりとやっていただきたいと思う。

(委員)

・幼稚園における教育は長年にわたって深められてきたものである。保育所における保育も低年齢児への支援、安全、情緒の安定、保健衛生などきめ細やかな配慮のもと行われてきたものである。また、保護者との連携についても大事にしてきた。

・私立においては建学の精神、設置の理念に基づき、社会の変化や保護者のニーズに対応した教育が展開されている。

・公立においては、遊びを通して学びがあるということを深めてこられている。また、発達面での配慮が必要な方への支援も中心的に担っていただいている。

・それぞれの園の役割が十分に発揮されながら、これまで教育・保育が実践されてきた。

・地域においてそれぞれが協力、研修、情報交換をしあうということが、先生方の力を

豊かにしていくことにつながっていく。今後の方向性として定義したいことの一つ目としては、幼児教育、保育が近づいていくためには地域における協力関係が必要だということである。

・二つ目は、今後、新制度のなかで幼児教育・保育をやっていくうえで、センター的なものが必要となってくるということである。窓口の一本化の話があったが、それに加えて研修体制の総合性も必要となってくる。

・10 数年前まで三重県に乳幼児教育センターという大変先進的な中核施設があった。乳幼児教育センターは主に研修に特化した施設であったが、今こそ、乳幼児の教育・保育、子育て支援、行政も含めて研修の質を高めていくような施設が必要ではないか。

・幼小中高においては総合教育センターが役割を發揮していただいているが、一体的な総合的な質の向上を図っていくためには施設的な考え方が必要である。かつてはあったが無くなってしまい、今、中核的な施設がないことが大きな問題である。そこで行政的な窓口も含めて、他部署が連携しながら一つの窓口をつくり、質の向上に結びつけていくことが必要である。

(委員)

・自らも乳幼児教育センターで学ばせていただいた。乳幼児教育センターは、乳幼児教育に関する先進的な取組であった。

・今は自己研修といって学びたい者が自らお金を払って研修を受講しに行く。県として研修の機会をしっかりと提供していただきたい。

・幼小連携について、幼稚園の管轄は県では教育委員会、国では文部科学省だが、今後管轄が内閣府になっていくと連携が取りにくくなるのではないかと思う。県の教育委員会の管轄外となっても、その指導をよろしく願いたい。

・県知事と県教育委員会とが話し合う場として総合教育会議というものがあるとのことだが、会議の内容等について詳しく教えていただきたい。

(委員)

自閉症スペクトラムの対応は最終的には医療であり、教育とは切り離して行っていく必要があることに留意すべきである。

(委員)

・PTA連合会では、市町において、幼小中、高校も含めて「連携」をキーワードとした活発な議論が行われていると認識している。

・市町の子ども・子育て会議の委員(小中一環校の教諭)から、子どもが高校生になるとおかしな状況になってしまうとの話があった。教育という括りの中で、途切れのない支援をお願いしたい。

(委員)

・公立の場合は比較的、幼稚園、保育所、小学校は連携が取りやすく交流もある。公立に比べて私立が小学校とつながっていくという面では地域、小学校ごとに濃淡がある。今後、そういった部分の一体化について検討していただければと思う。

(委員)

・連携に関して縦割り行政の弊害は大きいと感じている。
・現場の小中学校の教員で幼稚園、保育園の違いがわからない者もいる。
・年長児が地域の小学校に行って遊ぶといった取組があるが、広域入所も増えており、自らが通学することのない小学校へ行くといったことも珍しくない。小学校としても、どのような児童が入学してくるのか見たいと思っても、2~30園を超える園からの児童を全て見るとなると時間的にも厳しい。
・保育園、小学校、小学校の職員それぞれに意識改革が必要だと思う。

(委員)

・私立幼稚園では研修に力を入れている。私立幼稚園協会独自の研修を企画したり、県教育委員会と連携を取ったりしながら、新任研修を実施している。
・認定こども園になった場合、300日開所が義務づけられており、教員の研修の機会を確保できるか不安である。
・将来、自立して自活して行ける子どもをどのように育てていくか、幼稚園がやれることは大きくもあり、小さくもある。家庭での教育、地域における子どもの育ちの見守り、が三位一体となって進んでいかなければならないと思う。
・今後、どのように親教育をしていくのかということも視野に入れていく必要がある。今の子どもの育ちを見ていると、親の姿勢が反映されている。親に子どもを育てるとはどういうことかといったことを考えさせる必要がある。

(委員)

・子を持つ親として、質を重要なものとしていってほしいと思う。
・仕事が忙しくて子育てに時間を割けない家庭、家計を保つために共働きせざるを得ない家庭、県外から三重県に来て頼れる方が周囲にいない家庭など、それぞれが色々な悩みを抱えて頑張っている。それをどう支援していくかを考えたときに、行政、学校だけでは抱えきれないほど問題、子育てニーズが多様化していると思う。資料に想定される取組とあるが、ここに外部との連携について加えられないものかと思う。
・例えば小学校の先生が外部の塾の先生と連携を取って子育てについて考えていく、民間で子育てをサポートしている方と話をしてみる等が考えられる。
・企業やNPOなどいろんな団体を巻き込んで、学校の先生をサポートできる体制ができればと思う。

(中村委員)

・経営者協会では、連合三重と合同で三重労使雇用支援機構を設立し、働き方を見直していこうということで「ワーク・ライフ・バランス」で色々な取組をしてきている。また、昨年度まで色々なところでワーク・ライフ・バランスセミナーを開催した。今年は、仕事と家庭が両立できる職場づくり支援事業を展開している。

・セミナーに参加した企業の担当者がそれを持ち帰り、企業の従業員のワークライフバランスにつなげていくというのが理想であるが、なかなか効果測定はできていなかった。

・そうしたこともあり、今年度は 10 社に絞り実際に推進を支援し、それを横展開していくという方向で考えている。

・中小企業の経営者の認識が変わってきており、今後、さまざまな主体と連携して事業を継続していく必要があると感じている。

・妊娠してから就学するまでを支援するためのオリジナルパンフレットを作る企業が増えてきた。

・子どもを出産すると複数の官公庁をまたいだ手続きが必要となる。経営者協会では、そうした手続きを一冊にまとめた網羅版の作成を支援している。いくつかの企業を支援させていただくなかで、各自治体の子育て支援の取組には格差があるということを感じた。

(委員)

・働いている方には、子育てをするために保育所等に預けている方、保育所等で働いている方がいる。預ける側にとっては安心、安全に質の高い保育が受けられるということを期待している。保育所等で働いている者にとっては、業務が多忙な中でも質の高い保育を求めて研修を受けたいとの思いもあるが、それはそうした方が安心して生活、出産、子育てができるような仕事のあり方が前提になってくると思う。

・保育所等で働いている方にとっても、色々な制度を利用して働き続けられるようにしていただきたい。

(4) 項目6「教育・保育情報の公表に関する事項」について(資料6)

○質疑応答等

(委員)

・資料の別添1に自己評価の結果公表とあるが、別添2にないのはどうしてか。

(事務局)

・確認のうえ、次回の会議にて説明させていただく。

(委員)

・認定こども園の公表については、関係者評価、第三者評価が義務づけられていると考

えてよいか。

(委員)

- ・児童福祉施設関係は義務づけがなされているが、保育所に関しては義務ではなく奨励ということと思う。
- ・認定こども園に関して明確ではないように思う。青山委員の発言にあった自己評価の件とともに調べていただくようお願いしたい。

(委員)

- ・保育園の第三者評価は、努力義務とのことである。

(委員)

- ・情報の公表の項目に可能であれば、離職率を加えていただきたい。その園の環境を把握する一助になると思う。

(事務局)

- ・ご意見として検討させていただく。

(委員)

- ・別添2の事業所番号とは何か。

(事務局)

- ・子育て支援新制度にあたって国では全国総合システムというものを構築する。システムへの登録に際して事業所ごとに採番される番号である。

(委員)

- ・従業者一人あたりの小学校就学前子どもの数とは何か。

(事務局)

- ・従業者一人あたりが何人の子どもを受け持つかという配置の状況である。

(5) 項目7「子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項」について(資料7-1、7-2)

○質疑応答等

(委員)

- ・虐待に関して20年来関わってきたが、事後措置がとても難しい。事後措置に係る施設の小規模化が必ずしも望ましいとは思わない。里親制度については、諸外国で成功しているとはいえない。
- ・大人と子どもの信頼関係を再構築して健全化させることが重要だが、そこがなかなか

できていない。そうしたことににかかわるスタッフの養成はできておらず、プログラムも進んでいない。児童精神科医、小児科医なども足りない。

- ・将来への投資として資本投下が必要だと思う。

(委員)

・児童虐待は専業主婦として家で子育てをしている母親に多いということはよく周知されている。児童虐待防止対策としては、資料7-1の1ページに記載がある児童相談所の機能強化等や地域子育て支援拠点での取組が考えられると思うが、もう少し緩やかな形での支援として児童館を活用していったらどうか。子どもが遊んでいる間、母親同士のおしゃべりを楽しんだり、児童館の職員に悩みを聞いてもらったりすることができる。

・児童虐待防止に向けた緩やかな支援の形として、児童館の活用についても計画に触れていただければと考える。

・5ページの2(2)専門的ケアの充実及び人材の確保・育成の箇所に「DV被害を受けた母子や地域での自立した生活が困難な母子には…」と母子をひとくくりにした記載がある。

・昨今の母子生活支援施設の入所者が抱える課題は非常に多く、母親の精神疾患、子どもの発達、貧困など様々である。「地域での自立した生活が困難な」とひとくくりにするのではなく、母子生活支援施設の入所者が抱える課題等をふまえた記載ぶりにしていただきたいと思う。

・6ページの2(4)家庭支援及び地域支援の充実の箇所に、「母子生活支援施設について、福祉事務所、女性相談所等の関係機関との連携により、…」とあるが、児童相談所については「等」に含まずにぜひ明記していただきたい。

・8ページに記載の貧困の問題だが、計画期間における取組方向に、「障がいの有無や生まれ育った家庭環境にかかわらず、地域社会の支えも受けて、豊かに育つことができる環境整備が進んでいる。」ことをめざすとある。環境整備はもちろん大切だが、親の貧困が世代を越えて子ども連鎖しないようにしていかなければならない。

(委員)

・施設に入所してくるケースでは、精神面に課題を抱えた母親が増えてきているように感じる。孤立した環境の中で育児に悩んだ結果、そうなってしまったケースもある。親教育という話もあったが、親支援をもっと積極的に進めていく必要がある。

・若年層の出産が増えてきており、学生のうちから、親とは何か、育児とは何かなどを教えていく必要もあると思う。

・各施設から家庭に復帰する子どもに対しての支援体制に市町間で随分と差がある。施設への再入所とならないように市町間の格差を埋めていただけたらと思う。

(委員)

・計画は様々な課題をふまえた記載となっており、内容を読ませていただくととても綺

麗である。しかし実際に実行していくとなると相当な努力、覚悟が必要だと思う。

- ・県の教育改革推進の視察でアメリカに行ったときのことであるが、親に対して教育ボランティア休暇を義務付けている州が多いということがあった。

- ・州によって日数もさまざまだが、施設での研修、学校現場でのボランティアなどを通して自分の子ども、子育てを広い視野から見つめなおすというものである。

- ・少子化が進展し、様々な課題があるなかでは、もっと大胆な施策が必要であり、国にもそういうことを要望していくべきである。

(委員)

- ・自らが属するNPOでは、施設に入所する子どもへの学習支援に取り組んでいる。4年目になるが子どもたちが楽しみにしてくれる事業になってきた。

- ・子どもたちが何を求めているかを的確に把握し、子ども目線で向き合える支援者をどのように育てていくかとても重要である。

- ・事業のなかで子どもの成長を感じているが、実は支援している私たちが成長させてもらっていたということに気付いた。子どもも大人も育ちあう世の中にしていく、そういう事業展開が重要であり、社会の意識を変えていくと思う。

(委員)

- ・「子ども」をキーワードとして、保護者がいろんなことが相談できたり、補助金のこと、必要なサービスのことを聞いたりできるような一本化した窓口があればいいと思う。部局縦割りではなく、一緒になって大胆に物事を考えていくことが必要ではないか。

- ・必要な方に必要な情報が行き渡るように施策を検討していただきたい。

4 その他

市町の取組支援について(資料8-1、8-2)

○質疑応答等

(委員)

- ・資料3の参考資料に施設型給付費等の支給を受ける子どもの認定区分があり、「1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子ども」との記載がある。

- ・子どもが認定されるという意味だと思うが、保護者が認定を受けるものではないか。子どもという表現は必要なのか。子どもの尊厳を傷つけているようで違和感がある。

(事務局)

- ・子ども・子育て支援法の第19条第1項第1号から第3号をさしており、1号~3号の認定を受けた子どもということを表示している。

- ・子ども・子育て支援法の子ども、保護者の定義をふまえて、表現方法を検討したい。